

身元保証人について

従業員を雇用する時、何かあった時のために「**身元保証人**」を立ててもらうことがあります。
今回はその身元保証人についてQ & A形式で簡単に整理いたします。

Q. 身元保証人は誰になってもらえばいいですか？

A. 父母もしくは親族（ただし一定の職業に従事し、成年した社会人の方）が好ましいです。

Q. 身元保証人は一度立てたらずっと有効ですか？

A. 「身元保証に関する法律」に下記の定めがあります。

- ・ 期間を定めた場合は最長で5年
- ・ 期間を定めない場合は3年

なお更新することも可能ですが、その場合でも最長で5年の契約となります。

Q. ほかに気を付けることはありますか？

A. 人によっては保証人に連絡されるのを嫌がり、連絡したことによりトラブルになることもあります。「緊急の場合は保証人に連絡することがある」旨、事前に承諾（できれば書面で）を得ておくことはトラブル予防につながります。

☆ 編集後記 ☆

なんとなくネットを見てたら、こんなものが出てきました。中国のとある映画館で「名探偵コナン」を上演した際、その記念に業者が作成した等身大の人形だそうです。

本場とは全くの別物ですが、不思議と似ているような気がするのは私だけでしょうか？



このセンス、嫌いじゃないです

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F

TEL：06-6809-5092

FAX：06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃